

仕様書番号：第 27 号
作成年月日：令和5年5月17日

貫流ボイラー清掃点検役務

新発田駐屯地業務隊

管理科長	営繕班長	ボイラー係長	施設管理	工事企画

仕 様 書

1 役務件名：貫流ボイラー清掃点検役務

2 役務場所：新潟県新発田市大手町 6－4－1 6 陸上自衛隊新発田駐屯地

3 設備概要

名 称	規 格	数 量
貫流ボイラー 日本サーモエナジー製	EQi-2500NM 伝熱面積 9.8 m ²	4 缶

4 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」平成30年度版（以下、「共通仕様書」という）及び関係諸規則によるものとする。
- (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 役務実施に関して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請求者の責任において補償及び復旧するものとする。
- (4) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (5) 役務写真は、着手前、完了及び作業後隠蔽となる箇所、また、主要な段階状況、使用材料その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。
- (6) 作業完了後は、現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

5 特記事項

- (1) 本役務で行うボイラー点検作業は、官側ボイラー性能検査受検予定日に合わせて作業を行うものとし、検査受検予定日は次のとおりとする。
 - ・ 1回目（2缶）受検予定日：令和5年 7月 5日（水）
 - ・ 2回目（2缶）受検予定日：令和5年10月12日（木）
- (2) 本役務の業務担当者は、当該設備等の必要な知識及び技能を有するものとし、ボイラー整備士免許を有する者とする。
- (3) 本設備の点検内容は、共通仕様書表4. 2. 2鋼製ボイラー等の点検表によるものとする。
- (4) 役務に使用する工具等は、請負業者において準備を行うものとする。
- (5) 点検作業中、性能検査が不合格になり得るような不具合を発見した場合は、速やかに監督官へ報告し、合わせて補修見積書を提出するものとする。

件 名	貫流ボイラー清掃点検役務	番 号	1 / 2
種 別	仕 様 書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊管理科		